

議会運営委員会次第

令和7年9月17日
議会運営委員会室

1 開 会

2 協議事項

- | | |
|------------------------|-----|
| (1) 知事提出議案（追加）の概要について | 資料1 |
| (2) 知事提出議案（追加）の取扱いについて | 資料2 |
| (3) 議案・請願の委員会付託について | 資料3 |
| (4) 本日の本会議の議事順序について | 資料4 |
| (5) 議員発議案について | 資料5 |

3 その他

4 閉 会

資料 1

令和 7 年 9 月県議会定例会提出議案一覧 (追加議案)

〈 議 案 : 5 件 〉

1 条例以外 5 件

議案第25号	令和 6 年度宮崎県歳入歳出決算の認定について
議案第26号	令和 6 年度宮崎県電気事業会計決算の認定について
議案第27号	令和 6 年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
議案第28号	令和 6 年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について
議案第29号	令和 6 年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について

〈 議 案 以 外 : 3 件 〉

2 報 告 3 件

- ・ 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について
- ・ 令和 6 年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書
- ・ 令和 6 年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費精算報告書

令和 7 年 9 月 県議会定例会提出議案の概要 (追加議案)

1 特別議案の概要

【条例以外 5 件】

○ 議案第 25 号 令和 6 年度宮崎県歳入歳出決算の認定について（財政課）

令和 6 年度宮崎県歳入歳出決算について、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により議会の認定に付するものである。

(一般会計)

(単位:千円、%)

区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度増減	
			金額	率
歳入総額 (A)	707,863,187	700,791,179	7,072,008	1.0
歳出総額 (B)	689,049,518	677,184,441	11,865,077	1.8
形式収支 (C) = (A) - (B)	18,813,669	23,606,738	△ 4,793,069	△ 20.3
翌年度へ繰り越すべき財 源 (D)	10,052,877	10,120,839	△ 67,962	△ 0.7
実質収支 (E) = (C) - (D)	8,760,792	13,485,899	△ 4,725,107 (R6単年度収支※)	△ 35.0

※前年度からの実質収支の増減額

○ 議案第 26 号 令和 6 年度宮崎県電気事業会計決算の認定について（企業局総務課）

令和 6 年度宮崎県電気事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付するものである。

○ 議案第 27 号 令和 6 年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について（企業局総務課）

令和 6 年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分について、地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により議会の議決を求め、令和 6 年度宮崎県工業用水道事業会計決算について、同法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付するものである。

○ 議案第 28 号 令和 6 年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について（企業局総務課）

令和 6 年度宮崎県地域振興事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付するものである。

○ 議案第 29 号 令和 6 年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について（病院局経営管理課）

令和 6 年度宮崎県立病院事業会計決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により議会の認定に付するものである。

【報告 3 件】

○ 令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について（財政課）

令和 6 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により報告するものである。

1 健全化判断比率

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率※1	将来負担比率※2
—	—	11.6 (前年度:11.5)	107.6 (前年度:97.7)
<3.75>	<8.75>	<25.0>	<400.0>

備考 1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、「—」を記載した。

2 早期健全化基準を括弧内<>に記載した。

※1 実質公債費比率：地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示したもの。

※2 将来負担比率：一般会計等の地方債や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの。

2 資金不足比率

(単位：％)

会 計 名	資金不足比率
工業用水道事業会計	—
電気事業会計	—
地域振興事業会計	—
県立病院事業会計	—
えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計	—
県営国民宿舎特別会計	—
港湾整備事業特別会計	—

備考 1 資金不足額がないため、資金不足比率は、「—」を記載した。

2 経営健全化基準は20%である。

○ 令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費精算報告書（企業局総務課）

令和6年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費の精算について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものである。

○ 令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費精算報告書
（企業局総務課）

令和6年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）継続費の精算について、地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により報告するものである。

資料 2

21500-1228

令和7年9月17日

宮崎県議会議長 外山 衛 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和7年9月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- | | |
|--------|-----------------------------------|
| 議案第25号 | 令和6年度宮崎県歳入歳出決算の認定について |
| 議案第26号 | 令和6年度宮崎県電気事業会計決算の認定について |
| 議案第27号 | 令和6年度宮崎県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について |
| 議案第28号 | 令和6年度宮崎県地域振興事業会計決算の認定について |
| 議案第29号 | 令和6年度宮崎県立病院事業会計決算の認定について |

(文書取扱 財政課)

資料 3

令和7年9月定例会

令和7年9月17日

議案・請願 委員会付託表（案）

〔議 案〕

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和7年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	○	○	○	○	○
第2号	令和7年度宮崎県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）			○		
第3号	令和7年度宮崎県公営企業会計（工業用水道事業）補正予算（第1号）					○
第4号	宮崎県税条例の一部を改正する条例	○				
第5号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例			○		
第6号	企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例					○
第7号	病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例		○			
第8号	宮崎県港湾審議会条例の一部を改正する条例			○		
第9号	工事請負契約の締結について			○		
第10号	工事請負契約の締結について					○
第11号	工事請負契約の変更について			○		
第12号	工事請負契約の変更について				○	
第13号	工事請負契約の変更について	○				
第14号	工事請負契約の変更について	○				
第15号	工事請負契約の変更について					○
第16号	国営大淀川右岸施設機能保全事業執行に伴う市町村負担金徴収についての議決内容の一部変更について				○	
計		4	2	6	3	5

※ 議案第17号～第23号は人事案件

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第17号	戦没者を追悼し平和を祈念する取組の拡充・強化についての請願		○			
第18号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願	○				

(参考)継続請願の付託状況
[継続請願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第11号	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願		○			

令和7年9月定例会

請 願 一 覧 表

宮 崎 県 議 会

總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	1	—	1	
厚 生	1	1	2	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	—	—	—	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	2	1	3	

新 規 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 1 7 号	受理年月日	令和 7 年 9 月 1 1 日
請願の件名	戦没者を追悼し平和を祈念する取組の拡充・強化についての請願 (要旨) 1 宮崎県平和記念資料展示室の移設・拡充 2 語り部講話等の戦没者遺族援護事業の拡充 3 「終戦記念日」の啓発活動の強化 (理由) 県におかれましては、先の大戦により亡くなられた方々を追悼し、平和を祈念するため、ひむかいの塔追悼式に参列する遺族の支援のほか、宮崎県平和祈念資料展示室の運営や小中学校等での語り部講話の実施など、戦没者遺族等に対する慰藉とともに、多くの県民が平和について考える機会の提供に取り組んでおられます。 当遺族連合会においては、戦没者遺族の「未曾有の尊い命が犠牲となった戦争を再び繰り返してはならない。私たちのような遺族を二度と出してはならない。」という固い決意のもと、戦後一貫して恒久平和を求めてきました。 また、戦争を知らない世代に戦争の悲惨さや平和の尊さを継承するため、宮崎県平和祈念資料展示室の運営管理など、県の戦没者遺族援護事業の一部を受託しながら、県と密接に連携し、平和の語り部活動に意欲的に取り組んできました。 特に、学校での語り部講話については、当遺族連合会単独事業として戦後生まれの語り部の育成に取り組んだことにより、実施校が着実に増加しており、教育現場において広がりを見せています。 このような中、本県においても、戦後生まれの県民が約 9 割となり、戦争体験者が極めて少なくなっている現状にあり、8 月 15 日の「終戦記念日」を知らない子供たちも多くなるなど、戦争があったことさえも忘れ去られようとしています。 一方、世界に目を向ければ、長引くロシアによるウクライナ侵攻をはじめ、予断を許されない中東紛争、懸念される台湾有事など、武力により国際秩序の根幹が揺るがされるという、歴史的な転換期を迎えています。 言うまでもなく、平和な社会は、私たちの安心で安全な日々の暮		

らしの基本であり、戦争の記憶の風化が進み、国際情勢がより深刻化する状況下においては、県民一人一人が、戦争を対岸の火事ではなく、自分事として認識することが何よりも重要になります。

県民が、このように戦争を身近なものとして捉え、当事者意識を高めるためには、この宮崎でも戦争があったことを知るとともに、犠牲となった故郷の方々に思いを馳せ、平和の尊さを深く心に刻む必要があります。

このため、本県における戦没者の遺品等の展示や平和の語り部による講話活動など、宮崎での戦争の記憶を伝承する取組を一層強化することが求められます。そして、これは、県行政はもちろんのこと、私たち戦没者遺族にも課された大きな責務です。

しかし、当遺族連合会は、遺族の高齢化に伴い会員が大幅に減少するほか、近い将来、活動財源の枯渇が見込まれるなど、このままでは、県の委託事業を含め活動の継続が難しくなります。

こうした厳しい現状を踏まえ、当遺族連合会においては、今後も、戦没者遺族の平和への強い思いを次世代につないでいくため、適切な時期に土地・建物等の財産を処分し、必要な財源を確保しながら、可能な限り平和の語り部活動を継続していくこととしています。

なお、当遺族連合会の活動は、県の委託事業が大きな比重を占めていることから、当遺族連合会の今後の在り方については、県と緊密に連携しながら検討を進めて参ります。

特に、宮崎県平和祈念資料展示室は、当遺族連合会所有の宮崎県遺族会館に設置されていることから、当遺族連合会の財産処分に伴い、現状のままでの実施は不可能となるため、早期に県との調整を行う必要があります。

つきましては、終戦から80年という大きな節目に当たり、県におかれましては、戦争の記憶の風化や国際情勢の緊迫化はもとより、当遺族連合会の厳しい現状にも御配慮の上、これまで以上に戦争の悲惨さや平和の尊さをしっかりと次世代へと継承していくため、下記のとおり戦没者を追悼し平和を祈念する取組を拡充・強化していただきますよう要望いたします。

記

1 宮崎県平和祈念資料展示室の移設・拡充

当遺族連合会の財産処分に伴い、現在の宮崎県平和祈念資料展示室を移設整備するとともに、戦没者の遺品をはじめ、県内の特攻基地、沖縄からの学童集団疎開、県内各地での空襲被害など、宮崎の

	戦争に関する資料を再整理し、本県における戦争の記憶を伝承し平和を祈念する拠点施設として展示内容を充実させること。 2 語り部講話等の戦没者遺族援護事業の拡充 学校への語り部等の派遣実績は大きく伸びていることから、実績に応じた予算の増額はもとより、戦後生まれの語り部の育成に取り組むなど、学校への更なる普及を図るほか、学校に限らず広く県民を対象とした講話を実施するなど、より多くの県民に平和について考える機会を提供することができるよう事業内容を拡充すること。 3 「終戦記念日」の啓発活動の強化 8月15日は「戦没者を追悼し平和を祈念する日」として、政府が先の大戦で亡くなられた方々を追悼し平和を祈念するために設けられた日である。 この「終戦記念日」は、日本において最も忘れてはならない日であることから、この日に合わせて、毎年、県主催の平和祈念行事を開催するなど、その趣旨が一層徹底されるよう啓発活動を強化すること。
紹介議員	山下 博三 内田 理佐 川添 博

			総務政策常任委員会
請願番号	請願第 1 8 号	受理年月日	令和 7 年 9 月 1 2 日
請願の件名	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める請願 (請願趣旨) 広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから72年を経た2017年7月7日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年9月20日には同条約への調印・批准・参加が開始され、2020年10月24日の国連軍縮週間の初日に批准国が50に達し、2021年1月22日に発効しました。これにより、核兵器は道義的に許されないだけでなく、歴史上初めて明文上も違法なものとなりました。現在94か国が署名し、73か国が批准しています。 日本政府に核兵器禁止条約への参加を求める意見書は、2025年9月8日現在で727自治体になりました。 宮崎県内では、すでに11の自治体（串間市、都城市、小林市、宮崎市、綾町、国富町、高鍋町、川南町、日向市、門川町、延岡市）が意見書を採択し、そして1自治体（高原町）が趣旨採択をしています。 核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国際憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。 条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。 核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。 この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことが強く求められています。 2023年に広島で開催されたG7サミットに向けての記者会見で岸田首相は、「G7首脳が、広島から、核兵器の惨禍を二度と起こさない、武力侵略は断固否定する、との力強いコミットメントを世界に示したい」と発言しました。 2024年12月には日本原水爆被害者協議会がノーベル平和賞を受賞するなど、核兵器廃絶に向けて大きな転機を迎えています。		

	一方で、核兵器を取り巻く国際情勢は、ロシアによるウクライナ侵攻や、緊迫化する中東情勢を背景に、核兵器使用のリスクの高まりが懸念されるなど大変厳しい状況にあります。 こうした中、唯一の戦争被爆国である日本が、核兵器のない世界の実現に向け、リーダーシップを発揮することが強く求められています。 被爆80年目の節目を迎える2025年の今年、いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。 核兵器のない世界を強く望む国内外の広範な世論に応えるため、核兵器の非人道性を知る唯一の戦争被爆国として、下記の事項が実現されるようお願いします。 以上、地方自治法第124条の規定によりお願いいたします。 記 1 日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを求める意見書を国会及び政府に提出すること。
紹介議員	永山 敏郎 前屋敷 恵美

継 続 請 願

			厚生常任委員会
請願番号	請願第 1 1 号	受理年月日	令和 6 年 1 1 月 2 9 日
請願の件名	医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 (要旨) 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置についての請願 (理由) 厚生労働省による医療経済実態調査では赤字法人は約 25%を占めます。医療法人の施設数約 4 万件のうち 1 万件が赤字経営ですが、実態は数字以上に厳しく、資金不足のため、借入金返済に追われ、病院建て替えなどの設備投資は計画にすら手がついていない厳しい状態です。 帝国データバンク 2023 年度動向調査によると、医療機関（病院・診療所・歯科医院）の倒産は 55 件で過去最多となり、休廃業・解散が急増しています。休廃業・解散は、倒産件数の 12.9 倍となる 709 件が確認され過去最多を更新し 10 年前と比較して 2.3 倍に増えています。 このままでは、日本の地域医療の存続が危ぶまれます。医療機関の事業と経営の危機は、必要に応じて医療を受ける国民の権利の危機でもあります。厚生労働大臣、財務大臣の折衝で、本体改定率 0.88%と決定された 2024 年度診療報酬改定が施行されました。この厳しい改定は、医療経営の実態、昨今の物価高騰に見合わないものです。特に中小の民間病院、診療所にとって非常に厳しい内容になっています。 本来、診療報酬は、地域の医療ニーズに応え適切な医療を提供し、職員にも世間並みの賃金を払い、健全な経営維持が可能なものであるべきです。しかし 2024 年度診療報酬改定は、医療機関の願いに応えるものとは遠くかけ離れたものとなりました。多くの医療機関から「今の状況が続けば、日本の医療と福祉は早晚持たなくなる」との悲痛な声があがっています。このままでは、次期改定までの間に病院がなくなってしまう地域がでてくるかもしれません。地域医療の崩壊を防ぎ、医療機関の事業と経営維持のために、以下要請し、		

	実施を強く求めるものです。 また、新型コロナウイルス感染症が５類に移行しましたが、依然として感染対策の強化は必要な状況であり、経営負担となっています。地域医療または医療従事者を守るために、県に対して財政支援を求めるものです。 (要請事項) 1. 医療機関の事業と経営維持のための診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置を行うように、国に対して意見書を提出すること。 2. 国による診療報酬の再改定、補助金等の財政支援措置がない場合は、地方自治体として、医療機関の事業と経営維持のための補助金等の財政支援措置を行うこと。 3. 医療従事者に対して、新型コロナウイルス抗原検査キットの配布を行い、新型コロナウイルスワクチン接種について、補助金等の財政支援措置を行うこと。
紹介議員	前屋敷 恵美 永山 敏郎 図師 博規

本日の本会議の議事順序（案）

令和7年9月17日

1 開議

2 一般質問

- ① 荒神 稔 議員
- ② 齊藤 了介 議員
〈休憩〉
- ③ 坂本 康郎 議員

3 議案に対する質疑

※ 通告なし

4 採決

議案第17号 人事委員会委員の選任の同意について

議案第18号 土地利用審査会委員の任命の同意について
～第23号

- (1) 委員会付託 ----- 省 略
- (2) 討論 ※ 通告なし
- (3) 採決 ----- 一括簡易採決

5 議案・請願の委員会付託

6 決算議案上程（議案第25号～第29号）

7 知事提案理由説明

8 散会

令和7年9月定例会

議員発議案について

[意見書]

No	件 名	提出会派	頁
1	地方における平和教育の拡充に対する国の支援を求める意見書（案）	公 明 党	1
2	最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援対策の更なる拡充を求める意見書（案）	県民連合立憲	2
3	高次脳機能障がい支援法の早期制定を求める意見書（案）	県民連合立憲	3

地方における平和教育の拡充に対する国の支援を求める意見書（案）

公明党宮崎県議団

近年、戦争体験者の高齢化が進み、地域における戦争の記憶の継承が困難になりつつある中、平和教育の重要性はますます高まっている。平和教育は、単なる歴史教育にとどまらず、戦争の悲惨さや命の尊さを学び、未来の平和を築くための国民意識を育むものであり、国全体として取り組むべき課題である。

宮崎県においても、戦争遺跡や資料館を活用した教育活動が行われているが、財政的な制約や施設未整備等により、十分な取り組みが困難な状況にある。また、各地域に残された戦争遺跡や資料館等の整備・保存は、その地域の歴史や文化を次世代に繋いでいくために不可欠である。

とりわけ、戦争遺跡や資料館等を訪問する教育旅行（修学旅行・体験学習）は、児童・生徒が実際の歴史的現場に触れ、平和の尊さを体感的に学ぶ貴重な機会である。しかし、地方においては距離的・経済的制約、さらに地元での体験学習においては施設未整備といった課題が大きい。

地方における平和教育の充実、国民全体の歴史認識と平和意識の醸成に資するものであり、国の責任において積極的な支援制度の拡充が必要である。

よって、国においては、下記の事項について早急に制度整備および財政支援を講じるよう強く要望する。

記

- 1 地方自治体が保有・管理する戦争遺跡の保存・活用に対する支援制度を拡充すること
- 2 地域の平和資料館等の整備・改修・展示更新に対する補助制度を拡充すること
- 3 学校教育における平和教育の充実に向けた教材開発・教員研修を支援すること
- 4 戦争体験者の証言記録・映像化等の継承事業を支援すること
- 5 地方自治体・教育機関・資料館等の連携による地域平和教育ネットワークの構築を支援すること
- 6 戦争遺跡や資料館等を訪問する教育旅行（修学旅行・体験学習）への交通費・宿泊費の助成等を進めること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福志郎 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 殿
総 務 大 臣	村 上 誠一郎 殿
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 殿
文 部 科 学 大 臣	あ べ 俊 子 殿
厚 生 労 働 大 臣	福 岡 資 麿 殿
防 衛 大 臣	中 谷 元 殿
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 殿

最低賃金引き上げに伴う中小企業・小規模事業者への支援対策の更なる
拡充を求める意見書（案）

県民連合立憲

9月4日、今年度の47都道府県の最低賃金改定額が出揃った。全国加重平均は引き上げ額6.3%となる1,121円となり、全都道府県で初めて千円を突破した。物価上昇が続く中、最低賃金の引き上げは労働者の生活の安定や地域経済の活性化に資するものであり、その意義は大きい。

一方で、地域の雇用を支える中小企業・小規模事業者にとって、最低賃金の引き上げは人件費負担の増大に直結し、経営圧迫や雇用縮小を招く恐れがある。物価上昇に伴うコスト増に対し、適正な価格転嫁が進んでいない企業は数多く存在し、事業の継続すら危ぶまれる状況に、経済団体から懸念の声が上がっている。

政府は中小企業・小規模事業者への支援策として、価格転嫁対策の強化や補助金の要件緩和等を打ち出しているが、補助金を受給するための条件の厳しさや手続きの煩雑さなどの課題が指摘され、更にきめ細やかな支援が求められる。

よって、国においては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 価格転嫁対策の着実、迅速な実行
- 2 最低賃金引き上げ分の人件費増加に対応した直接的な助成金・補助金制度の創設・拡充
- 3 社会保険料事業主負担に対する軽減措置や税制優遇措置の強化
- 4 業務改善助成金をはじめとする各種支援制度について、対象範囲の拡大や簡素な手続きへの見直し及び申請支援

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福志郎 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 殿
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 殿
厚生 労 働 大 臣	福 岡 資 麿 殿
経 済 産 業 大 臣	武 藤 容 治 殿
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 殿

高次脳機能障がい支援法の早期制定を求める意見書（案）

県民連合立憲

近年、交通事故や脳血管疾患等により高次脳機能障がいとなる方が増加している。高次脳機能障がいは、記憶力・注意力・判断力等の低下や感情のコントロール困難など、外見からは障がいが分かりにくい特性を持つ。そのため、周囲からの理解が得られにくく、就労・就学・社会参加の場面で大きな困難に直面している。

現在、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」、いわゆる障害者総合支援法の枠組みにおいて一定の支援が実施されているものの、地域ごとに体制や施策に差があり、当事者や家族が十分な支援を受けられないケースも少なくない。こうした状況を改善するためには、高次脳機能障がいの特性に即した支援を全国的に均一かつ持続的に提供する法的基盤の整備が急務である。

国会では超党派での議員連盟において法案の検討が進められており、今こそ、国として責務を明確化し、国民の理解の促進、支援センターの設置や支援コーディネーターの配置、就労・社会復帰支援の充実などを制度的に保障する必要がある。

よって、国においては、高次脳機能障がい支援法を速やかに制定し、当事者と家族が安心して暮らせる社会の実現を図るよう強く求め、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年 月 日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	額 賀 福志郎 殿
参 議 院 議 長	関 口 昌 一 殿
内 閣 総 理 大 臣	石 破 茂 殿
財 務 大 臣	加 藤 勝 信 殿
厚 生 労 働 大 臣	福 岡 資 麿 殿
内 閣 官 房 長 官	林 芳 正 殿